

財務諸表に関する注記(一般会計)

1. 重要な会計方針について

- (1) 「公益会計基準」(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡協議会申し合わせ)によって、作成しています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
建物付属設備、器具備品については、定率法により帳簿価格を直接減額しています。
ソフトウェアについては、定額法により帳簿価格を直接減額しています。
- (3) 投資有価証券の評価基準及び評価方法
決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。
- (4) 消費税の会計処理
消費税の会計処理は税込方式によっています。

2. 会計方針の変更について

- (1) なし

3. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増減高	当期減少高	当期末残高
定 期 預 金	10,000,000	0	0	10,000,000
合 計	10,000,000	0	0	10,000,000

4. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当)	(うち一般正味財産からの充当)	(うち負債に対応する額)
定 期 預 金	10,000,000	(0)	(0)	(0)
合 計	10,000,000	(0)	(0)	(0)

5. 担保に供している資産は該当ありません。

6. 固定資産の取得費、減価償却累計額及び当期末残高

当期末の固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりであります。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建 物 付 属 設 備	678,288	359,591	318,697
器 具 備 品	1,801,937	1,554,482	247,455
合 計	2,480,225	1,914,073	566,152

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は該当ありません。

8. 保証債務の偶発債務は該当ありません。

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高に該当するものではありません。

10. 関係当事者との取引は該当ありません。